

韓国の住民登録番号（PIN）制度について

高山憲之

2007年11月

本稿は2007年8月23日（木）に韓国政府中央庁舎本館1406号室で韓国行政自治部のチェ・チョンネ課長補佐に対して行ったインタビューの結果をとりまとめたものである。インタビューにあたり、財務省主税局課長補佐の小多章裕氏、在韓国・日本大使館の河村氏および通訳の Yoo Seok-in（柳 哲仁）氏にお世話になった。

（1）制度制定までのいきさつ

朴大統領時代（軍部独裁政権）の1960年代、韓国は北朝鮮と対立していた。北朝鮮から送り込まれたスパイを摘発する必要があると、満17歳以上の韓国人には身分証明証を常時携帯させる方向の議論が1962年頃にスタートした。そして、その身分証明証用の住民登録番号制度が1968年に制度化された（当初は12桁の番号）。その後、住民登録番号は1975年から13桁に変更され、今日に至っている。

（2）住民登録番号制度の概要

住民登録番号は原則として出生申告時に付番する。その目的は、住民の自己識別（身元確認）を通じた生活便宜の向上および行政の効率化、の2つにある。住民登録番号は1人1番号となっており、生涯を通じて番号は変わらない。現在、番号は13桁となっており、最初の6桁が生年月日、次の1桁が性別、次の4桁が地域番号、次の1桁が（同一の生年月日、同一の性別、同一の地域番号を有する者の）出生申告順位、最後の1桁が検証番号となっている（別添資料1参照）。住民登録番号は韓国籍の者のみに付番される。

何らかの事情により出生届を提出しなかった者や外国人には付番されない。ただし、外国人には別の行政機関が所管している外国人登録番号制度が適用さ

れている。外国人登録番号は上記の住民登録番号とほぼ同様の構成となっており、最初から7桁目の性別が5、6、7、8のいずれかになっている（たとえば5番は1900年代生まれの男性）。

なお、出生時以外の新規登録もある。たとえば外国人が帰化して韓国籍を取得したとき、あるいは海外で生まれた韓国人が帰国したとき等。

（3）プラスチックカード化への歩みとプラスチックカードの記載項目

当初はビニールケース入りの紙を使っていた（偽造が比較的容易だった）。1987年からコンピュータ化に取り組みはじめ、1998年にプラスチックカード化した。

プラスチックカードに記載されている項目は 住民登録番号（性別込み）、氏名（ハングルおよび漢字）、顔写真、発給日時、発給機関名（地方自治体名）、右手親指の指紋、住所変更履歴（手書き）の7つである（このうち、顔写真は裏面掲載）。プラスチックカード化以前は父親の名前も記載されていた。また住所変更履歴はカード上は手書きであるものの、ホスト・コンピュータにはインプットされている。現住所は年1回の間隔で調査・確認している。そのさい現住所が不明となった者はコンピュータ上で「居住地確認不可」と記入している。

有効期間は記載されていない。7~8年毎にいつせいに更新され、カード発給は行政上の義務となっている。整形で顔が変わる場合、申請により新カードが発給される。

ICチップ入り電子住民カードへの切りかえは、すでに提案されたものの、市民団体など多数の反対により実現していない。

（4）住民登録番号の使用範囲

すべての行政機関（中央・地方）がオンライン上で普遍的に使用している。たとえば、教育（入学等）、就職、運転免許証、パスポート、選挙、統計調査、社会保険適用など。なお公的年金制度は1980年代に発足したこともあり、当初から1人1番号の住民登録番号を使用していたので、宙に浮いた年金記録の問題は韓国にはない。

行政における本人確認は住民登録番号制度によって、きわめて容易に行われており、住民登録番号制度は行政の効率を高めるのに多大な貢献をしてきている。また韓国が IT 国家となる大きなきっかけとなった。

(5) 納税時および民間取引における住民登録番号の使用

住民登録番号制度内では納税時や民間取引における使用を義務づけていないものの、上記の番号は、民間取引や納税にも使用されている。たとえば金融法等で銀行口座開設時に住民登録番号の記載を求めている（個々の金融取引には番号を記載しなくてもよい）。また所得税法上でも住民登録番号の記載を求めている。総じて、生活のあらゆる局面において住民等番号の提示を求められることが多い。

(6) 個人情報の保護

昨年 9 月に住民登録番号にかかわる処罰法が制定された。ただし、インターネット取引は情報通信部が所管しており、苦情処理センター機能は有しているものの、インターネット取引上における住民登録番号の盗用に対して情報通信部に処罰機能が現在、与えられていない。本格的な個人情報保護法案（独立の監視機関の設置等を含む）は現在、国会で審議中である。

(7) インターネット取引等における“他人へのなりすまし”

韓国におけるインターネット取引では本人認証手段として住民登録番号を記入させることが慣例となっている。しかし、“他人へのなりすまし”が頻発しており、現在、大問題となっている。自分の番号が他人によって盗用されたかどうかを調べてくれる専用のインターネットサイト（有料）まであり、盗用をされた事実を確認した人も少なくない。あるいは盗品の自動車を他人名義で申告している例もある。

プライバシー保護の重要性についての意識と関心は韓国でも今日きわめて高く、住民登録番号の“行きすぎた”使用を今後どのように制限していくのかを最近、真剣に議論している。たとえば裁判所における各種書式においては住民登録番号の記入は不要であり、氏名や生年月日だけで十分であるというレポー

トが提出された。さらに本人認証のためには住民登録番号だけでなく暗証番号（パスワード）を合わせて使用することが必要ではないかという議論も多い。本人認証の具体的方法をめぐるホットな意見交換が、今つついている。

（ 8 ） 今後の基本的方向

住民登録番号は総じてメリットや貢献分の方がはるかに大きい。ただ懸案事項がないわけではないので、今後とも改善に努めて制度の発展を図っていく。

7 . 別添資料 1 : 大韓民国における住民登録番号の構成及び賦与

(別添資料1)

大韓民国における住民登録番号の構成及び賦与

1. 住民登録番号の意義(法第7条第3項、令第7条)

- (1) 住民登録番号は住民個人々人を符号(数字)として表示し、住民の自己識別を通じた生活便宜の向上と行政の能率化を図るとの目的がある。
- (2) 住民登録番号は1人につき1番号を賦与することとなっていることから、全く同一の番号が他に存在することはなく、他人が既に使用している番号はどのような場合でも再び使用することができない。
- (3) 住民登録番号は、1968年8月から12桁で賦与されたものを、1975年8月、13桁に変更して使用している。

12桁:地域番号(6桁)+性別(1桁)・個人番号(5桁)

2. 住民登録番号の構成(規則第2条)

(1) 番号の桁数及び連結

例) 2005年6月15日生まれの男子としてソウル市チョンノ区ケ洞に3番目に登録した人物

0	5	0	6	1	5	3	0	0	1	4	3	4
年		月		日		性別	地域番号			登録	検証	
(生年月日)									順序	番号		
6桁						1桁	4桁			1桁	1桁	

(2)各番号の説明

(イ) 生年月日はそれぞれ2桁ずつ6桁で表示:050615

(ロ) 性別は2000年代生まれ(2000～2099年生まれ)の場合、男性は「3」、女性「4」と表示

* 但し、1800年代生まれ(1800～1899年生まれ)は、男性が「9」、女性が「0」と、1900年代生まれ(1900～1999年生まれ)は、男性が「1」、女性が「2」と表示する。

(ハ) 個人番号(住民登録順序)は1桁とし、同日に生まれた者を男女別に区分し、申告順序に従って、それぞれ1番から賦与する。

* 参考事項:住民登録番号は、生年月日6桁と後半部分の7桁を含め、13桁で構成され、13桁が全て同じになることはありえないが、後半部分の7桁は同じものとなる可能性がある。

例1) ホン・キルドン 650615 - 1001434()
イ・ドロソ 650615 - 1001434(×)

例2) ホン・キルドン 650615 - 1001434()
イ・ドロソ 691103 - 1001434()

注: 本資料はインタビュー当日、対応者が手交してくれたマニュアル(ハングル語)を在韓国日本大使館にて日本語に仮訳したものである。仮訳にさいして在韓国日本大使館の河村氏にお世話になったことを付記し、同氏に対して感謝の意を表したい。